

金隈病院通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

令和6年11月1日現在

1.事業者の概要

事業者の名称	医療法人相生会 金隈病院
事業所の所在地	福岡市博多区金の隈3丁目24番16号
事業所の管理者	田中 洋輔
指定番号	4010211615
開設年月日	平成23年9月1日
法人名(法人種別)	医療法人 相生会
法人代表者	入江 伸
法人所在地	福岡県博多市店屋町6番18号
事業の実施地域	福岡市、大野城市、春日市、志免町、宇美町
事業所電話番号(代表)	092-504-0097
事業所FAX番号	092-504-1502

2.事業の目的と運営の方針

事業の目的)

要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とします。

事業の運営方針)

- 1) 病院の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持、回復を図ります。
- 2) 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、病院は自らその質の評価を行い常にその改善を図るものとします。
- 3) 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定しその目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- 4) 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行います。
- 5) 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3.職員配置及び勤務体制

職種	管理者 1名（兼任） 医師 1名（兼任） 理学療法士 1名以上 作業療法士 1名以上 言語聴覚士 1名以上
勤務体制	8：50～17：00（日勤）
休暇	4週8休

(1)業務内容

- ①1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーション
- ②自宅と病院間の送迎
 - 1)原則として、送迎は玄関の中まで行います。利用者との合意がある場合はその限りではありません。
 - 2)交通事情等で到着が遅れる場合がありますのでご了承ください。お迎えの時間など、変更に際しましては、書面または電話にてご連絡いたします。
 - 3)自家用車やバイク等、及び交通機関をご利用の際の事故、けがに際しましては、当院での責任は負いかねますのでご了承ください。
 - 4)送迎中の途中下車、買い物等はご遠慮ください。
- ③通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ④健康チェック（体温・血圧等の測定、健康状態の聴取）
- ⑤個別リハビリテーション（医学的管理下でのリハビリテーション）
- ⑥リハビリや介護に関する相談や指導
- ⑦福祉サービス、福祉用具の紹介や相談
- ⑧その他の介護サービス

(2)サービス提供の時間帯

営業時間	月曜日～金曜日 8：50～17：00
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
サービス提供時間	① 9：10～10：40
	② 10：50～12：20
	③ 13：50～15：20

(3)通所リハビリテーション回数

介護保険でのご利用は、サービス提供票に従って実施します。

4. 利用者負担金について（介護保険負担）※1割負担の場合を記載しています

基本料金【要介護の場合】	料金	備考
要介護 1	390 円／日	
要介護 2	420 円／日	

要介護 3	453 円／日	
要介護 4	484 円／日	
要介護 5	518 円／日	
必要に応じて下記の料金が加算されます		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7 円／回	
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	591 円／月	開始月から 6 ヶ月以内
	254 円／月	開始月から 6 ヶ月超
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	626 円／月	開始月から 6 ヶ月以内
	288 円／月	開始月から 6 ヶ月超
短期集中リハビリテーション実施加算	116 円／日	退院・退所日又は新たに要介護・要支援認定を受けた日から 3 ヶ月以内（該当される方のみ）
退院時共同指導加算	633 円／回	当該退院 1 回につき
理学療法士等体制強化加算	30 円／日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で 2 名以上配置している
送迎減算	-50 円／片道	※該当される方のみ

基本料金【要支援の場合】	料金	備考
要支援 1（介護予防）	2,393 円／月	
要支援 2（介護予防）	4,461 円／月	
要支援 1（介護予防減算）	-127 円／月	利用開始した日の属する月から起算して 12 ヶ月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合
要支援 2（介護予防減算）	-254 円／月	
必要に応じて下記の料金が加算されます		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1	26 円／月	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 2	51 円／月	
退院時共同指導加算	633 円／回	当該退院 1 回につき

基本料金【介護保険負担外】	料金	備考
おむつ代 (紙パンツ、紙おむつ、おむつかバー)	実費	

※介護保険法によるサービスを受けられた料金の 1 割負担が基本となります。

各利用者の負担割合に応じた自己負担額となります。

※病院、若しくは診療所、介護保険施設からの退院・退所時、又は新たに要介護認定を受けた日から、日常生活活動の自立性の向上を目的としたリハビリテーションを実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算を別途加算いたします。

※医療機関からの退院後に介護保険の通所リハビリテーションを行う際、通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士等が医療機関の退院前カンフ

アレンスに参加し、共同指導を行い、その内容を通所リハビリテーション計画に反映した際、退院時共同指導加算を算定します。（初回のみ）

5.利用者負担金のお支払い方法

（1）支払について

当院は、1ヶ月分の利用料の請求書を発行します。利用者は当院に対し、この請求に基づき、原則として当月の利用料等を翌月末日までにお支払いをお願い致します。

（2）領収書の発行について

当院は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行致します。確定申告及び高額医療等で領収書を使用する場合がありますので、大切に保管してください。領収書の再発行は致しません。

6.非常災害対策

当院及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとします。

- （1）風水害・地震・火災等に備え、防火管理者をおきます。
- （2）防火管理者は、非常災害時に備え、自衛消防組織の編成、定期的に消火通報・避難訓練の計画を立案・実施するものとします。
- （3）防火管理者は、消防用設備・備品の点検整備、避難通路・非常口・安全区画等の避難施設の維持・管理を行うものとします。
- （4）防火管理者は、非常災害時は迅速・適切な指揮を行い、他の従事者は管理者の下に安全かつ適切な対応を講じるものとします。
- （5）非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとします。
- （6）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

7.業務継続計画の策定等

当院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- （1）通所リハビリテーション従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施します。
- （2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

8. 虐待防止に関する事項

当院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従事者に周知徹底を図ります。

虐待防止のための指針を整備します。

- 2) 通所リハビリテーション従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 3) 前3号に掲げ得る措置を適切に実施するための担当者を設置します。